

令和5年第4回（通算778回）中山町農業委員会会議録

令和5年4月28日午後4時00分、中山町役場大会議室において令和5年第4回（通算778回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1) 東海林一 | 2) 武田修 | 3) 高橋富貴子 |
| 4) 庄司正 | 5) 横山昭義 | 6) 折笠満 |
| 7) 志田紀子 | 8) 小松茂夫 | 9) 石沢伸悦 |

●会議の事件は次のとおり

- 議第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第23号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第24号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第25号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は9名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回通算778回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において3番高橋富貴子委員、4番庄司正委員を指名いたします。

議 長 議第20号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 4月18日、中山町役場大会議室において農地常任委員会を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の所有権移転の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会におい

て、なお一層の審議をよろしくお願いします。

大江主任 ●●●●及び●●●●外 1 件に係る所有権移転の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第 20 号農地法 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 20 号農地法 3 条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 21 号農地法 3 条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4 番委員 申請内容は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

大江主任 ●●●●及び●●●●外 1 件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第 21 号農地法 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 21 号農地法 3 条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 22 号農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請について、

審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、使用貸借権設定を伴う農地転用の許可申請でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願ひします。

大江主任 ●●●●及び●●●●に係る使用貸借権設定を伴う農地転用の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございせんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第22号農地法5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願ひます。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第22号農地法5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第23号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の所有権移転にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願ひします。

大江主任 ●●●●及び●●●●に係る所有権移転の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございせんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第23号令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願ひます。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 2 3 号令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 2 4 号令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4 番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

大江主任 ●●●●及び●●●●外 1 7 件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第 2 4 号令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 2 4 号令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 2 5 号に入る前に一言申し上げます。議第 2 5 号につきましては、3 番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

—— 高橋富貴子委員退席 ——

議 長 再開します。議第 2 5 号令和 5 年農用地利用集積計画に係る中

山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4 番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

大江主任 ●●●●及び●●●●外 1 件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第 2 5 号令和 5 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 2 5 号令和 5 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 高橋富貴子委員着席 —————

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

議第 2 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議第 2 3 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第 2 4 号 令和 5 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議第25号 令和5年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問に
ついて

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印
する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員